

れば幸甚である。

一九八三年八月 東京大學出版會
A 5 版 八三二頁 一〇〇〇〇圓

中國史研究會編

中國史像の再構成 國家と農民

柳 田 節 子

戦後の中國史研究は、中國社會停滯論に對する批判から出發したともいえよう。中國史においても、世界史の基本法則がつかぬかっていたとして、中でも封建制の存在が強調された。しかし、一方では前近代史を通して持續した專制支配を、封建制概念と理論的に矛盾なく理解し得るかどうか、について疑問が提起されて久しい。本書は、そのような戦後の中國史研究をその出發點に立ちもどって再検討し、あらたな座標軸を設定して、中國史像を再構成しようとする、すぐれて理論的、且つ意欲的な論文集である。各自のテーマをもちよって編集されたよくある論文集ではない。熱っぽく語られた戦後の停滯論批判のさなかに中國史に足をふみ込んだ私にとって、心のうずきを感じる書でもある。研究の起點を新中國の成立とその後の社會主義化の展開におき、中國前近代の全歴史を通して存続した專制支配と、それを支えてきた廣範な小經營農民という、二つの軸を中國史の全過程把握の基準に据える。戰國期以降、現代社會主義社會までを通して、小經營生産様式のとる諸形態を、歴史的

發展的に理解しようという共通認識にたつて進められてきた共同研究の成果を世に問うたものである。その共通認識の理論的基盤は、中村哲氏の『奴隸制・農奴制の理論』におかれていとみて差支えないであらう。

本書の中心的課題に据えられた小經營農民とは何か。渡邊信一郎氏はいう。中國前近代、各時代に應じて、假作農民・傭作農民、均田農民・富豪層・部曲・奴婢、或は佃戸・客戶、傭耕・奴僕・富農等々、また全時代を通して自作農が廣範に存在した。かかる多様な「歴史的形態をとるこれら直接生産者から、小作關係、雇傭關係、身分關係などの形態規定をとり除けば、これら農民には、奴婢を除いて共通する一般的规定が残る」。これが小經營農民、正確には小經營生産様式なのである。從來の研究の弱點は、直接生産者の特殊形態のみが問題にされ、諸形態に共通する一般の範疇にまで還元し分析し得なかつた所にある。そのために統一的な發展的理解を不可能にしてきたのだという。

全體は總論と各論の二部から成る。總論では、前近代中國の理解に、何故に小經營生産様式を設定するか、その理論が分擔執筆によつて説かれる。上述、渡邊氏の發言はその第二章にあたる。各論は小經營生産様式について、成立、經營内容、國家側からの掌握の仕方等を通して、その歴史的發展を明らかにしようとする實證的研究である。私が史料的に確認し得る時代は限られていて、誤解も少ないことと恐れながら、中國史の統一的理解の鍵とされる小經營論を中心として、若干の感想をのべるにとどめさせていただきたい。本來ならば、先ず總論から入り、各論に及ぶべきであらうが、順序を逆に、あえて各論から入ることにしたい。

先ず各論Ⅰ渡邊信一郎「分田攷―國家的土地所有のイデオロギ―」は、戰國兩漢期から隋唐に到る分田觀念を小農民經營の成立と展開として歴史的に考察したものである。王莽の王田制施行詔令にみえる「分田劫假」なる語を手がかりに、分田觀念を、戰國期に形成されてくる一夫一婦を基本とする小經營農民によつて保有用益される均等私田と規定、これは單なる觀念の所産ではなく現實に社會的實體をもつものである。かかる小經營農民は國家に對して租賦貢納の義務を負うが、これはその土地保有用益にとまらぬ剩餘勞働に對する國家の地代徵收に他ならず、兩者の關係は「國家的土地所有の實現と、その對極にある小農民經營の私的土地占有權との對立の統一」であり、この分田觀念は、戰國兩漢期と、それ以降、均田制崩壊までの前後二期に區分される。阡陌制の崩壊、農民の階層分化にもなつて、分の對象は土地から個人へと變化する。均田制下における個人あての分田と租調收取の關係は、農民の私的占有權と國家的土地所有の明確化の過程であり、更に、唐宋の間に於ける分田から永業へと所有觀念形態の變化的背景には、私的土地占有から所有への轉化が存在したと展望する。ここにいう小經營農民範疇で論じられてゐる分田農民とは、國家との間に貢納關係をもつ自作農であつて、富豪經營下の家父長的奴隸はいうまでもなく、「小作人」もなお、未成熟戸として、その範疇には入らないようである。渡邊氏はさらに、漢六朝期における富豪經營を單なる小規模協業的算術的集合體として、本質的に小規模經營に異ならないとされた「漢六朝期における大土地所有と經營」『東洋史研究』三三一、二。その所有は數十頃にも及び、經營内に多數の奴隸及び「小作人」を擁する富豪經營が、「その生産過程のうちに明確な分業、協業

を含まず、分散した生産手段のもとで孤立的に營耕する小規模生産者」(三七―三八頁)と規定する小經營農民と本質的に同じとは、私にはやはり理解し難い。かかる見方は、六朝貴族の大土地經營について、たとえ奴隸耕作や小作經營が行なわれていたとしても、それらは結局、小農經營Ⅱ自作農の延長でしかない、といわれる谷川道雄氏の見解を想起させる(『中國中世社會と共同體』)。これは、次の大澤氏、島居氏にあつても同様である。

大澤正昭氏は、總論第三章で、農業經營の發展を五期に時期區分されているが、各論Ⅱ「唐代江南の水稻作と經營」は、その第三期にあたる唐宋變革期を對象とする。唐中期以降、江南先進水稻作地帯における農業技術の進歩、經營の集約化を基礎に、小經營農民の自立再生産の方向を、宋代への連續として確認する作業である。大澤氏はさらに華北先進地帯を對象として、當時の一般的農業經營を大農法的莊園經營と、小農法的小農民經營の二つの型としてとらえ、前者を數人乃至十人の莊客などを擁する大土地所有、後者を家族勞働を主體とし、一〇畝乃至數頃を所有する小農民經營、「共に自立再生産の可能性をもつ經營」であり、「かかる農業經營のあり方は、漢六朝期の大農法的經營の變質として、また、他人の勞働力を含まない小經營の登場」と分析された(『唐代華北の主穀生産と經營』『史林』六四―二)。本稿もまた江南について「農業經營の發展という視點で唐宋變革期をみれば、そこには陸氏の如き小規模大農法的經營及び小農法的經營の發展をみる事が出来る」(一五五頁)と、やはり二つの型を設定されている。陸氏莊園とは、蘇州甫里だけでなく耕地四頃、牛一〇頭以上、耕夫十餘人、建物三〇棟、この他にも震澤の耕地、茶園、採薪用の山をもつ。震澤の耕地の耕作者に

ついては大澤氏は莊客を想定されているが、これを富裕な大土地所有とは見做さず、自給自足の小規模大農法經營とし、小經營範疇でとらえられる。大農法・小農法は農法の違いに過ぎず、經營形態に差はないといわれるのであろうが、耕夫・莊客等他人の勞働力を含む陸氏莊園の如き型と、零細な一〇畝前後の自作農——この時期にあつては、自作地だけでは自立再生産不可能——とを、同一小經營農民範疇にくみ込まれるのは、やはり疑問が残るというのが僞らざるところである。一〇畝から數頃に至る土地經營を、同じ小農法的の小農民經營とされるが、兩者の間には經營形態に差があつたと考えられる。大澤氏においても陸氏莊園における耕夫や莊客などはやはり小經營農民としては位置づけられてはいないようである。

第三の島居一康「宋代兩稅の課稅基準と戸等」にうつる。兩稅法とは直接田土を對象とする土地稅であり、宋代戸等制は北・南宋を通じて兩稅額を基準として定立された。兩稅法は唐中期以降の生産力の上昇に伴う小農民經營の自立化傾向に對應して成立した、というのが基本的論旨であらう。島居氏は「詔、天下閭閻造五等版簿、自今先錄戸產・丁推及所更色役、榜示之」(長編)一一三、明道二年十月庚子)を「戸產・丁推」とよまれ、更にこの戸產を↓稅產↓稅錢とよみかえて行き、これを根據に「五等分定の基準は各戸の兩稅額の多寡におかれていた」(一九二—一九三頁、及び「宋代における戸等の定立とその機能」『宋元代の社會と宗教の總合的研究』一五頁以下)とされる。しかし、この史料は、「自今、先ず、戸の產・丁を錄し、推して更する所の色役に及ぶ」とよむべきであらうから、「戸の產」をただちに兩稅とはいえない。五等戸制の確立したこの時點で、戸等定立の基準は兩稅額のみであつたとは、少なくともこの史

料からは導き出せないと思われる。兩稅は田土基準、戸等は兩稅基準と、一本化して考えられる背景には、宋朝の集權的支配體制を自立小經營農民と主戸支配のための國家機構とし、國家對小農民を基本的階級關係とする氏の國家的農奴制論があるものと思われる。氏は、宋代の地主經營について、「その内實において、周圍の小農民經營と基本的には同質であり、……大土地所有は、小經營の量的集積として展開した」といわれている(『宋朝專制支配の基礎とその構造』「新しい歴史學のために」一四三)。これは、上述、渡邊氏が、六朝富豪經營を小規模協業の算術的集合體とし、本質的には小經營に同質とされた見解、或は、大澤氏の陸氏莊園の理解に共通する。島居氏は宋代以降の大規模地主經營の主要勞働力を下等主戸層におき、これが國家との間に稅役收奪關係を結ぶ自立小經營農民であり、土地なき客戸は未自立階層として小經營生産様式からははずされることになる。これもまた、上述、唐以前の理解に共通している。島居氏のこの論文は、小山正明氏や私が、宋から明中期にかけて、王朝の支配形態の變化を、戸から田土への移行として、宋代における戸等制の存在を積極的に理解しようとする見方に對する批判でもあるが、王朝權力が何故に農民支配に長期にわたって戸等制というかたちをとり續けたかが問われなければならないであらう。

宮澤知之「南宋勸農論」は、南宋期に多出する地方官の手になる勸農文の分析を通して、農民支配のイデオロギーを明かにしようとする。自給のための集約的農法、多角經營を指導する一方、自立化を阻害する貧富閑、小農民相互間の土地をめぐる詞訟を戒め、孝の論理、主客・貧富閑の相資が説かれているが、つまるところ、勸農の論理は、租稅收奪の基盤たる小農民家産の維持にあつたというの

は然るべき結論であらう。「小農民生産様式に基礎をおく國家支配のイデオロギー」として、「勸課の對象たる細民は、純小作よりは僅かでも土地を所有し、兩税を負擔する自小作農を想定」されている。「主佃相資」も地主と自小作農の關係とし、「種麥は佃戸の利」の佃戸も自小作にひきつけ、自小作農の自作經營部分の保全、收稅確保と解釋される。恐らく、本書の共通課題たる小經營農民、すなわち自作農に焦點をあわせようとされたのであらうか。しかし、無產の客戶は統計上でも主戸の約半数に達しているし、小經營の自立化の一方では、たえず無產化も進行していたわけで、勸農文の「主佃相資」はそのような層も視野にとり込んでいたと考えた方が自然のようと思われる。

足立啓二「清（民國）期における農業經營の發展——長江下流域の場合」は、明清期について、小經營の小ブルジョアの、ブルジョアの發展を否定した從來の生産力停滯論を批判し、小經營のブルジョアの發展を検證する。先ず、第一章では一九三〇年代の農村調査資料等にもとづき、揚子江下流域最先進地帯の階層構成として小農乃至中農的分布を確認する。第二章では遡って清代、江南農村の中でも最先進蘇州吳縣（大澤氏の陸氏莊園と同じ地域）の魚鱗圖冊の分析を通して、所有と經營規模を考察、清初に壓倒的多數を占めた零細經營にかわつて、經營規模の上昇、中農化への移行の傾向をよみとられる。かかる現象の背景として、中規模經營の生産力が、零細農を凌駕するに到つたこと、かかる階層的生産格差の根據を多肥、多勞働等集約的農業の發展に求めている。一方では、小ブルジョアの發展による中農化傾向は、同時にかなりの數に上る零細經營の脱落を伴なつていた點にも言及しているが、その位置づけには及んでい

ない。なお、魚鱗圖冊によると、通常にいわれるほどには耕地の分散化がみとめられず、一定程度の集中化がみられるとのことであるが、これは宋代、この地域の零細分散化とも関連させて興味深い。新中國の土地改革は毛澤東の「中國社會各階級の分析」、「農村階級を如何に分析するか」の二論文にもとづいて、階級區分の方針が確立し、生産手段と勞働力の結合關係に應じ、地主・富農・中農・貧農・勞働者の五階級に區分され、土地の分配が行なわれた。高級生産合作社の建設は、農業の社會主義化として、一たん成立した小經營生産様式を否定し、全國的規模での農業集團化であつた。最近、この集團化をめぐるさまざまな批判、反省が加えられているが、吉田滋一「中國農業集團化論の再檢討」は、これを過渡期總路線の時期に溯つて考察したものである。過渡期總路線にもとづく急進的農業集團化が、スターリシ社會主義建設の經驗を「より後進的、より人口の多い國において再現するもの」であるとし、理論的、實際的に如何なる問題をはらんでいたか、その諸矛盾を分析、小經營生産様式から社會主義的大農業經營への移行の困難性を解明する。中國農業の現状は、總路線以前の互助組、初級社段階に復歸しつつあり、未だに小生産様式を克服し得ていないとし、社會主義化の中で、かかる小經營を如何に變革して行くかという課題を提起すると共に、その前提としての前近代社會における小經營の歴史的解明の必要性を説く。上述の諸論文はいずれもかかる課題に應えるべく、各時代を通して構成されたもので、まことに理論的體系をもつた論文集である。

各論を通して得られた事實關係を私なりに整理すると、第一には、戰國期以降、前近代を通じての基本的關係を、國家對小經營農

民におく。第二には、いずれの時代にも大土地所有配下の直接生産者である「小作人」、莊客、佃戸等は小經營農民範疇からは除外されている。第三には、漢代以來の富豪から宋代以降の地主等に至るまで、大土地經營は、いずれも小經營生産様式範疇でとらえられている、等である。先ず第一の點についてみると、この小經營農民は唐宋の間を前後して國家的奴隸制から國家的農奴制へと轉化する。分田觀念でとらえられる小經營農民とは、土地保有利益による剩餘勞働に對し、國家が經濟外強制をともなつて地代を收取する對象なのである。私は「國家的農奴」かと早合點してしまつたのであるが、そうではなくて國家的奴隸なのである。本稿では、渡邊氏は國家的奴隸という用語は用いていないが、「中國における律令制と社會構成」(一九七六年歴研大會報告)において、すでに國家的奴隸と規定しているのである。何故に奴隸小經營なのか。それは均田小農民の經營が國家や富豪經營に對して非自立的で、その土地所有は占有段階にとどまつてゐるからであるという。氏のいう國家的奴隸制とは、勞働奴隸制は勿論、總體的奴隸制―その理解は一義的ではないが―の理論とも異なつてゐる。土地を占有、或は保有し、國家から經濟外強制によつて地代收取をうける小經營農民とは、私には奴隸概念になじまない。占有から所有へ、それが國家的奴隸制から國家的農奴制への移行とされるようであるが、島居氏によると、宋代、主・客の別は、「田土保有の有無」にあり、「主戸として登録される」とは、すなわち、「その戸が小經營として自立したことを國家が公認したことを意味した」という(上引「宋朝專制支配の基礎とその構造」)。ここでも自立が小經營農民の基準となつてゐるが、島居氏は同時に地主の經營地の主要勞働力をこの下等主戸層におくので

ある。とすれば、主戸の多數を占める下等主戸層とは自作兼小作戸であつて、自己の所有地だけでは自立を完結し得ていないことを示していよう。島居氏にあつても主戸層が何故に農奴的小經營であるのか、土地への緊縛とか、身分的隸屬等從來の農奴制概念とは全く異なり、國による自立の公認と、稅役收奪關係が指摘されているだけである。そして、第二の問題にかかわつてくるのであるが、宋代の客戶は、未自立戸なるが故に、小經營農民概念からはずされるのである。これは渡邊氏においても同様の論理で説かれていて、富豪經營下の、奴隸はともかくとして、「小作人」も未自立を理由に小經營農民範疇には入らないのである。上述したように、分田農民は小經營農民として未自立なるが故に奴隸小經營農民と規定されたのであるが、未自立も含めて自立とは何か。占有であれ、所有であれ、土地所有關係にかかわる概念なのか、國家との貢納關係が基準なのか、或は、生産力の問題にも關連してくるが、再生産の完結を意味するのか、その概念規定は必ずしも明らかにされてはいない。渡邊氏が、從來の個別的研究が中國史の統一的理解を阻んで來た原因として、「佃戸、莊客、假作、自作といった直接生産者農民の特殊形態だけが問題にされ、それをその共通の一般的基礎範疇たる小經營生産様式にまで還元し、分析し得なかつたところにある」(三八―三九頁)といわれているところから推して、佃戸・莊客等も小經營範疇に還元し得るのかと、その分析を期待したが、これらの戸は範疇に入らないことがわかつてきた。しかし、宋代についてみても、土地をもたぬ客戶は統計上でも主戸の約二分の一に達している。かかる無產階層も身丁稅等で國家とのかかわりをもっているが、これらの階層を小經營農民にどのようにかわらせ、位置づけるかは、第三

の大土地所有の小經營生産様式同質論にもかかわってくる問題である。第三の點については、すでにのべたが、富豪・地主等の大土地經營は、いずれも多數の他人の勞働力を擁しており、奴隸にせよ農奴にせよ、主人との間に階級關係を成立させている。小經營生産様式に同質とは考え難い。

吉田氏は總論第一章において、基本法則に内在する矛盾三點を指摘し（一〇～一二頁）、更にそれを中國史に適用することによって生ずる困難性を説く。上部構造としての封建制と、經濟的土臺としての農奴制は、本来、不可分であるにも拘らず、仁井田陞氏に代表的にみられる中國封建論が、農奴制があれば、すなわち封建制としたのは、基本法則の事實上の撤回、若しくは大修正であるといわれ、「中世では日本の私的封建制に對して中國の國家的農奴制を對置すること、古代では中國の壓倒的先進性を日本の「原始性」から區別すること」を提唱され、「このようにしてはじめて封建論によつては處理しきれなかった豊かな事實を理論の中に吸収することが出来る」（二三頁）といわれるが、この國家的農奴制論もまた、封建制からきりはなされて論じられている。中國史にははじめから基本法則の適用は困難であるばかりでなく、法則自身も問ひ直されなければならぬとして、それに代る理論として農業生産力の發展を土臺とする小經營生産様式の歴史的發展過程、すなわち、國家的奴隸制→國家的農奴制→ブルジョア化→社會主義農業集團化の道を、基本法則とは別に、あらたにアジア的特質の理論として提起されたのである。足立氏も、日中の二つの社會は明白に異なり、中國史は封建制の幻影から解放されるべきであると、日中社會同質論を批判されている（八〇～八二頁）（專制支配については、日本封建社會にお

ける權力の集中化を指摘する見解もあると聞くが）。近代成立期においても、本源的蓄積過程における日本と、他のアジア諸國との相違が重視され、このようにみえてくると、その理論は多系的發展説として、「近代化論」や、「文明の生態史觀」に近似してくるように思われる。

私がかねてから、宋代の中等戸や戸等制など、王朝の農民支配のあり方を摸索して來たのは、專制支配存在の意味を問いたかつたからに他ならないが、本書はそのような試みをはるかに超えて、「中國における小農民の發生から消滅に向かう悠久の歴史の解明」にいとみ、それこそが「現代中國理解の鍵であり、また過去に向かつての中國史研究の出發點」であるという共通の認識にたつて、小經營生産様式の理論的實證的體系化を意圖したものである。一九六〇年代以來の研究の個別化、細分化傾向に對する批判は耳にするが、具體的にこれを克服して行く研究は残念ながら乏しい。本書はそのような學界狀況に對して放たれた鋭い一矢との感が深い。小經營論に絞つたため、取上げるべくして取上げなかつた問題も多い。今後のみりゆたかな共同研究の成果を心から期待したい。「お前は何もわかつてはいない」との執筆者諸氏のお叱りの聲が聞えてくるような思いで、つたない書評の責めをふさがせていただく。

一九八三年四月 京都 文理閣
A五版 三二七頁 二二〇〇圓